

はじめに

「一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしく安心して
暮らすことのできる人にやさしいまちづくり」

高槻市人権まちづくり協会では市民の自主的な活動を基に、高槻市におけるあらゆる人権課題解決のための啓発活動などを行うとともに、市の人権施策と協働し、差別のないすべての人の人権が尊重される心豊かな社会の実現に資するように事業を進めてまいります。

人権課題は行政が主体となって行うべき重要施策ではありますが、同時に、市民の理解と協力が必要不可欠です。

そうした市民と協働する人権のまちづくりにむけて、市民や民間組織と行政を結ぶべく創設された本協会の役割は、社会構造、情勢の変化とともにますます重要なものとなっています。

「戦争は最大の人権侵害です」。来年には戦後80年を迎える現在も、世界の各地で絶えず戦争や紛争が繰り返され、罪のない人々の尊い命が犠牲になっています。改めて命の尊さ平和の大切さを考え行動しなければなりません。

国内では、気候変動による自然環境への影響が、酷暑、海水面の上昇や大型台風を引き起こし、また、1月に発生した能登半島地震や、記憶に新しい大阪府北部地震、東日本大震災など想定を超える災害の頻発が市民の生活環境を脅かしています。こうしたことから今後もさらに、安心安全なまちづくりの推進に努めてまいります。

さらにインターネットの普及による情報化社会の中で、便利な反面他人への誹謗中傷

や侮蔑、プライバシーの侵害、SNS いじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）など、人権侵害を助長するような投稿が溢れています。さらに急速に広がりを見せるチャットGPT（人工知能AI）は、利用者のモラルやリテラシーの啓発など、従来よりもさらに多様な啓発活動が必要となってきています。

昨年5月に、新型コロナウイルス感染症は5類に引き下げられましたが、まだ慎重にならざるを得ないところもあり、この様な閉塞感が残る時だからこそ、改めて安心・安全なまちづくりの観点から、身近な人権課題にも積極的に啓発を行い、多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会の実現にむけて事業の実施を図ってまいります。

具体的には、2022年4月に施行された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を受けた取り組みや、自然災害を見据えた住民の自主防災の取り組み、コロナ禍で沈んでいたインバウンドの復活に際し、多文化共生に関わる取り組みをさらに展開してまいります。

さらに、本協会活動の原点である、中学校区地区単位会の「人権草の根活動」を一層推進し、「人権のまちづくり」を推し進めることが、本協会の果たすべき基本的役割と考えております。

1. 基本方針

- 1) 人権意識の普及・高揚を図るための教育、啓発への推進
- 2) さまざまな課題を有する人々に対する総合的な人権施策の推進
- 3) 協働参画社会・多文化共生社会の実現に向けた各種事業
- 4) 人権尊重の社会づくりをめざす市民及びボランティア並びに特定非営利活動法人等との連携
- 5) ホームページの充実と情報提供の構築
- 6) 協会の目的を達成するために必要な事業

2. 重点事業

(1) 草の根人権啓発活動

- ① 本協会の目的に賛同し、ともに草の根人権啓発活動を進める会員及び団体会員の拡大にむけ、協会の充実を図ります。
- ② 公民館、コミュニティセンター、学校、関係施設など地域の様々な団体・企業と連携した、地域人権啓発事業に努めます。
- ③ 未組織校区（五領・柳川中学校区）の立ち上げにむけ、引き続き働きかけに努めます。

(2) 富田・春日両ふれあい文化センター事業

地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる、開かれた施設の業務に努めます。

- ① 市民にとって使いやすい施設の運営の確保・充実に向けて努めます。
- ② 隣保館事業につきましては、福祉と人権の向上にむけ、情報発信など地域に密着した啓発の充実と福祉の向上に努めます。
- ③ 相談業務の充実を図るとともに、各種相談の窓口を広げ地域の課題を集積し、人権啓発活動への推進に努めます。

(3) ホームページの充実と情報発信

幅広い情報提供を行うために利用頻度をさらに上げることで、当協会の認知度や広範囲な情報提供に努めます。併せて人権情報誌「あくていぶ」の充実に努めます。

① オンライン講座配信

24年度から委託事業として本格的にスタートします。若年層にあわせたユニークな録画配信など、ありとあらゆる分野に焦点をあて市民のニーズに合わせた幅の広い教材を配信していきます。

② ホームページから動画限定配信（予定）

(4) 本協会の人材確保

今日的課題である組織内部の高齢化は本協会も例外ではなく喫緊の課題であり、これを支える人材が強く求められています。事業の継続と新たな活動の創造のためにも、人材の発掘・確保が急務となっており、人権啓発組織の基軸となれる人材確保に努めてまいります。

3. 事業別計画

I. 法人管理事業

誰もが安心・安全に暮らせる福祉と、人権のまちづくりの推進を図るため組織の充実と人権啓発活動に取り組みます。

ア、組織の充実

協会会員の拡大強化にむけ、賛助団体・個人会員の拡充をめざします。

イ、理事会・定時社員総会の開催

理事会・定時社員総会を適宜開催します。

ウ、情報発信

「人づくりまちづくり情報誌 あくていぶ」を年2回発行し、各施設、関係団体に広く配架し、人権情報誌としての周知と紙面の充実を図ります。

また、若年層への情報提供を拡大・拡散やインターネットの普及に伴い、ホームページやSNSを活用し、イベント、講座、講演の発信と協会の認知度をさらに高めてまいります。

エ、相談事業

福祉と人権のまちづくりネットワークの構築と相談体制の充実を図ります。

オ、調査・研究

研修会の企画・運営や啓発活動の手法・立案について研究を行うとともに、関係施設・団体との交流についても調査・研究に努めます。

カ、公益社団法人

公益法人化については、独立した財務の確立を勧告するなど社会情勢を踏まえて、継続的に研究してまいります。

II. 人権啓発事業

学校・PTA・公民館・コミュニティセンター・企業などに人権啓発に関わる情報の提供や啓発などの支援を行います。

①地域人権啓発事業

講師派遣

外部講師の派遣並びに、特任講師・人権啓発指導員や職員を講師として派遣するとともに、中学校区単位会と連携しながら各施設と協働して市民の人権意識の高揚を図ります。また、市内の団体や企業への働きかけを進めます。

啓発コーディネート

市民のニーズに合った講座の開催や様々な人権課題について、講師の派遣を通じて、関係者と連携し、講座・イベントの実施に協力します。

教育関係者との連携

学校やPTAとの連携をさらに深めるため、人権と平和学習を進めてまいります。

②人権講演会事業「心の豊かさを求めて」

社会環境の変化に伴う新たな人権課題に注視し、心豊かな人権意識を養う講演会を開催します。今年度は主に若年層に向けた発信を課題として取り組みます。

日 時：令和6年6月1日(土) 午後2時～4時

場 所：高槻市立生涯学習センター2階 多目的ホール

テーマ：「調整中」

講 師：「調整中」

対 象：高槻市内在住、通勤・通学者 *ホームページから動画限定配信(予定)

③平和展事業「第38回平和展」

「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」など非核平和の精神が多くの市民に定着すること、次代を担う子どもたちに平和の尊さを伝えることを目的に、企画委員会を中心に市民協働で開催します。

日 時：令和6年8月8日（木）～9日（金）午前9時～午後5時
会 場：高槻市立生涯学習センター2階多目的ホール、1階展示ホール
内 容：両日パネル展示、平和の木等（予定）
・8月8日（木）映画会 「調整中」
・8月9日（金）講演会 「調整中」
対 象：高槻市内在住、通勤・通学者

④人権連続講座

新たな人権課題や生活に密着した課題を提供できる講座として開催します。

日 時：令和6年9月27日から毎週金曜日 午後2時～4時
会 場：市民交流センター クロスパル高槻702会議室
内 容：毎週5回連続セミナー「テーマ調整中」
対 象：高槻市内在住、通勤・通学者

⑤人権週間記念事業

人権週間にあわせて、街頭啓発や人権啓発作品など、本年度も人権への理解や認識をより深めることを目的に、企画委員会を中心に市民協働で開催します。

□人権週間街頭啓発（予定）

市及び各関係団体と共に街頭啓発活動を行います。

日 時：「未定」
場 所：市内各ターミナル駅5か所

□人権啓発作品と人権パネル展（予定）

人権をテーマとした「作文・標語・絵画」作品を募集し、入選作品と人権パネルを生涯学習センター展示ホールにて展示します。

日 時：令和6年12月6日（金）～7日（土）午前10時～午後5時
場 所：高槻市立生涯学習センター 展示ホール
作品募集：7月～10月
対 象 者：高槻市内在住、通勤・通学者（小・中・高・大学生、一般）

人権を考える市民のつどい

人権啓発作品入選者の表彰と人権週間記念講演会を開催します。

日 時：令和6年12月7日（土） 午後2時～

会 場：高槻市立生涯学習センター 多目的ホール

内 容：人権啓発作品入選者表彰式・人権週間記念講演会

対 象：高槻市内在住、通勤・通学者

⑥地域活性化事業

市内16中学校15中学校区地区を単位として設立された、中学校区地区単位会が行う草の根人権啓発活動と、会員拡大にむけ、協働で取り組んでいきます。また、未組織の中学校区地区単位会の設立に向け働きかけに努めます。

あわせて草の根人権啓発活動の中心的な役割を担う人材の育成・養成に努めます。

ふれあいアップ講座

日 時：通年

会 場：公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センター等

内 容：人権啓発につながる講座 他

対 象：高槻市内在住、通勤・通学者

ミニ平和展（各単位会の取組み）等

地域の拠点施設や各種団体などと連携して、平和に関するパネルや人権啓発パネルの展示をします。（平和展開催時のパネルの巡回展示等）

人権啓発入選作品市内巡回展示

公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センターにおいて人権啓発入選作品を巡回展示し、地域における人権意識の高揚を図ります。

人権合同バス研修

三校区の中学校区地区単位会が合同で、各単位会会員に向けて、人権研修を目的に先進地視察と会員の相互交流を図ります。

先進地研修（予定）

本協会の基幹を担う社員を対象に、先進地への研修を行います。

日 時：令和6年4月23日（火）（予定）

場 所：「調整中」（予定）

□非核平和研修

日 時：調整中

場 所：広島平和記念公園または、長崎平和公園

内 容：非核平和研修

対 象：社員並びに会員

・平和展会場で市民の方が折った千羽鶴を被爆地である広島平和記念公園または、長崎平和公園に奉納（各校区単位会や幼稚園施設等からも寄贈）し、「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」を研修します。

□その他研修会への参加

各種の人権研修の場に参加し、あらたな課題と啓発にむけての人権意識の醸成に努めます。

Ⅲ. 地域啓発交流事業

市民交流を目的に、関係施設、障がい者支援施設、福祉団体・市民団体と協力し広域的な交流事業として開催します。

① ヒューマンライツフェスタ（東会場—春日）

② フェスタ・ヒューマンライツ（西会場—富田）

日 時：令和6年8月、12月

会 場：春日・富田ふれあい文化センター周辺

内 容：広域的交流事業（交流イベント、講座、展示、バザー、舞台発表、パフォーマンス、ミュージックフェスティバル等）

対 象：高槻市内在住、通勤・通学者

③ 松原・大冠フェスタ（会場：第6中学校）10月規模 2,000人（6中単位会）

Ⅳ. 人権教育事業

教育や子育てに関する基本的な知識を学ぶ場として、人権感覚を育成することを目的に実施します。

① 人権教育講座

子育てや社会の現状をテーマに、豊かな人権感覚の育成につながる講座を開催します。

② 映画会

映画会を通して、豊かな心を養い育む催しを行います。

V. 富田・春日ふれあい文化センター 一部業務受託事業

令和6年度も福祉と人権の向上と、住民の拠点となる開かれたセンターとして、国、及び高槻市の方針のもと地域の団体と連携をしながら総合的な事業の実施に努めます。

また、施設利用者の人権研修をはじめ市民が快適に利用できる施設のあり方について調査・研究に努めます。

近年、地域住民の住環境を脅かす地震や災害が頻繁に起こり、災害避難訓練などを実施するなど住民主体の防災対策が重要です。そのため、市民一人ひとりが人権と災害を認識し、人権の大切さに気づくための啓発や情報の発信に努めてまいります。

ア、人権啓発事業

人権講演会

市民を対象に新たな講演会の企画の提案や、多様な人権課題について理解を深めるため、関係施設や地域の諸団体との連携を通じて開催します。

出前人権講座

センター周辺の公民館、コミュニティセンターなどに出向き講座を行い、周辺地域の人権啓発に努めます。

イ、ふれあい・交流事業

センターを拠点として、校区地区単位会との連携や交流の場を図ることはもとより、地域の施設、諸団体との交流にも努めます。

ウ、情報発信（棧・センター通信）

社会状況の変化に伴い、福祉と人権の課題も変容しており、新たな福祉と人権の課題に関する情報を発信します。

センター内のパネル展示についても、年間計画に基づき行います。また、危機管理に伴う災害情報を自主防災組織と連携し、情報発信に努め意識の高揚を図ります。

エ、総合相談

市及び関係機関と連携し、両ふれあい文化センターの職員とともに住民の生活・福祉の向上や自立支援に関する総合生活相談、人権相談を行います。

VI. 自主事業

- ① 人権や平和、障がい者、ヘイトスピーチ、部落問題等などに取り組んでいる団体とネットワークを構築するため、各種団体との連携を図ります。

- ② 府内市町村の人権啓発団体で構成する「愛ネット大阪」や「財団法人大阪府人権協会」と連携しながら、情報の収集、人権啓発の研究・研修に努めます。